

## ソースコードの営業秘密性

大阪地方裁判所平成23年(ワ)第8221号  
平成25年7月16日第21民事部判決

### 被告製品目録

被告株式会社エイムシステム開発に係る製品名「Cains」とするソフトウェア

### 営業秘密目録

原告開発にかかる製品名「Full Function」とするパッケージシステムソフトウェアのソースコードプログラム

藤原宏高

## 事案の概要

本件は、ソフトウェア開発業務を行う会社である原告が、

(1)同社の元従業員である被告P1及び被告P2において、  
原告の営業秘密である

[1]後記本件ソースコード、  
[2]後記本件顧客情報を、

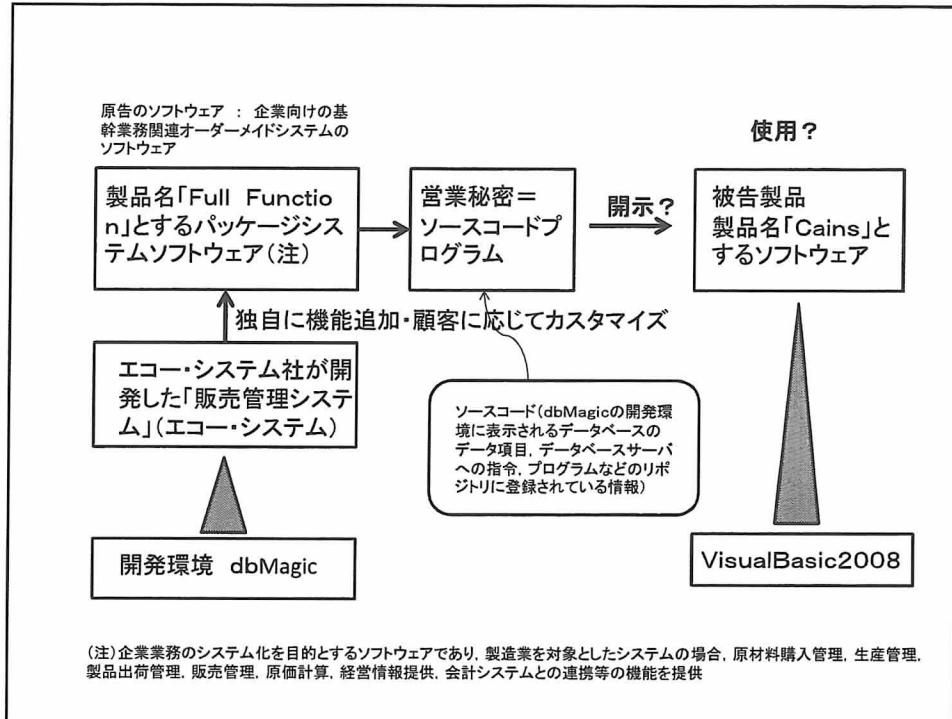
不正の利益を得る目的で、被告エイムシステム及び被告ムーブ(以下「被告両社」という。)に対し開示し、

(2)被告両社において、

[1]被告エイムシステムの製造販売するソフトウェアである「Cains」(以下「被告ソフトウェア」という。)の開発に当たって後記本件ソースコードを使用し、

[2]後記本件顧客情報をその営業に使用した

と主張して、被告らに対し、不正競争防止法3条1項、2項に基づき被告らのソフトウェアの製造等の差止め・廃棄等を求めるとともに、同法4条、民法719条に基づき、損害賠償(一部請求)を求める事案である。



## 認定事実

### (1)原告ソフトウェアについて(甲1, 17, 18の1, 22)

ア 原告は、平成8年4月30日、エコー・システム社が開発した「販売管理システム」を同社より購入し、これに原告が独自に開発した生産管理等の機能を加え、「Full Function」の名称で販売した。

イ 原告ソフトウェアは、企業業務のシステム化を目的とするソフトウェアであり、製造業を対象としたシステムの場合、原材料購入管理、生産管理、製品出荷管理、販売管理、原価計算、経営情報提供、会計システムとの連携等の機能を提供する。

ウ エコー・システム社の販売管理システムも、本件ソフトウェアも、dbMagicを開発環境及び実行環境として使用するものである。dbMagicは、アプリケーション構築機能、データベース構築機能、リポジトリ管理機能をもつ開発ツールであり、従来のコーディングによるプログラミングを排除し、コーディング処理を自動化されたテーブル駆動によるプログラミング技術に置き換えており（テーブルに対話形式でコマンドとパラメータを埋め込んでいく。）、アプリケーションのすべての機能をスクリプト等のステートメントを記述することなく構築することができるなど特徴とする、第四世代言語である。

原告ソフトウェアは、対応するdbMagicのバージョンで特定され、原告がエコー・システム社から販売管理システムを購入した当時はバージョン6であったが、その後、バージョン7、8、9、10と、順次更新された。

エ 原告は、原告ソフトウェアを顧客に納品する際、ソースコード、データベースとともに非公開を原則とし、データベース領域のみ、秘密保持契約を前提に、開示に応じていた。また、原告ソフトウェアのバージョン8までは、客先で開発環境を起動する際のパスワード設定の扱いは区々であったが、バージョン9以降、原則として開発環境には顧客には開示しないパスワードによる起動の制御を行っていた。

## (2)被告P2及び被告P1について(甲3から6までの各1と2)

ア 被告P2は、平成8年4月に原告に入社し、2、3年、営業を担当した後、後記退職まで、原告ソフトウェアの判断を担当した。被告P1は、他社の情報システム部部長として勤務していたが、退職して平成11年6月に原告に入社し、主としてシステムの営業を担当した。

イ 被告P1は、原告の統括部長、取締役の地位にあったが、平成18年10月31日、雇用期間を翌年同日まで、月給34万円、賞与は業績に応じて支給することがあること等を定めた嘱託雇用契約を締結し、平成19年6月30日には、雇用期間を翌年同日まで、月給40万円、定期賞与として年2回各100万円ずつ支給すること等を定めた嘱託雇用契約を締結した。

ウ 被告P1は、前記嘱託雇用契約の終期に近い平成20年4月14日、被告エイムシステムの代表者に対し、システム開発を提案するメールを送り、同年6月30日の経過をもって原告を退職した。被告P1と被告P2は、同年7月18日、汎用統合システム開発準備打合せの名目で、被告エイムシステムより旅費の支給を受けて、宮城県内の被告ムーブを訪れた。被告P2にとっては、事実上、被告エイムシステムへの転職のための面接であった。

エ 被告P2は、平成20年8月31日に原告を退職し、同年9月1日、被告エイムシステムに就職して四国支社の課長となった。被告P1も、同年10月1日に被告エイムシステムに就職し、四国支店長となった。

オ 原告においては、被告P2が在籍していた当時、dbMagicの開発環境を自宅に持ち帰り、自宅のパソコンで原告ソフトウェアの開発をすることに厳格な制約はなかったため、前記退職の際、被告P2の自宅のパソコンには、本件ソースコードを含む原告ソフトウェアの開発環境がインストールされていた。

## (3)被告ソフトウェアについて(甲4、5、8、9、乙1)

ア 被告P2は、被告エイムシステムに就職した後、他の従業員数名とともに、被告ソフトウェアの開発に着手し、平成20年10月2日ころ、被告ソフトウェアの開発の作業進捗予定を表にまとめ、おおむね平成21年1月までに開発を完了する旨を記載したが、実際には、プログラム開発の基本となる仕様書が作成されたのは、同年12月8日であった。

被告P2ほかは、検討の結果、VB2008を開発言語として被告ソフトウェアを開発することを決め、開発を進めたが、上記進捗予定より9か月ないし2年完成が遅れた。

イ 被告ソフトウェアは、製造業、流通販売業向けの業務パッケージソフトウェアであり、基本システムとして、情報データベース(販売実績、公売実績、粗利益情報、原価情報)、販売管理、購買管理、生産管理、一般経費購買などの機能を有し、更に原価管理、製品出荷管理等の機能をオプションで付加することができるところ、その顧客層として、年商1から500億円程度、利用ユーザー数1から500人程度の中小企業を念頭においている。

## (4)本件顧客情報について(甲13から16まで)

ア 被告P1は、原告で営業を担当していた平成19年11月5日、原告の車内販売管理システムから、販売実績明細のデータを抽出し、平成7年から平成17年までの基幹業務間違オーダーメイドシステムの販売実績として、得意先名、最終売上日、システム名、オーダーメイド累計額、現有システム販売額等を一覧表にした本件顧客情報を作成し、これを自宅のパソコンに保存したが、被告P1が上記データの抽出、保存をすることに、特段の制約は存しなかった。

イ 被告P1は、原告在籍中の平成20年1月24日、原告として営業活動を行っている企業毎に、取り組み内容及び現況等を整理した、「取組み企業一覧」を作成了。

ウ 被告P1は、被告エイムシステムに就職した後の平成20年12月26日、営業の相手方である会社名、優先度、導入可能性、相手方の基本姿勢、進捗状況等をまとめた「営業進捗状況」を作成したが、そのうち、本件顧客情報に記載のある2社については、前職で、見積提案したことなどを記載した。

エ 被告エイムシステムは、平成21年4月ころ、被告ソフトウェアの販促資料として、多数の企業が新規又は追加でシステムを導入したことを示す本件導入実績を作成したが、会社名等の具体的な記載はなく、被告ソフトウェアとの関連度の大小をとりまとめる程度のものであった。

## 時系列の整理



被告D-1は、被告エイムシステムに就職した後、他の従業員数名とともに、被告ソフトエアの開発に着手し、平成20年10月2日ころ、被告ソフトエアの開発の作業進捗予定を表にまとめ、「おむね平成21年1月まで」開発を完了する旨を記載したが、実際には「プログラム開発の基本となる仕様書が作成されたのは、同年12月30日であった。被告D-1は、同年12月30日である」とある。

被告D-1は、検討の結果、VB2008を開発言語として被告ソフトエアを開発することを決め、開発を始めたが、上記進捗予定よりか月ないし2年完成が遅れた。

被告D-1も、同年10月1日に被告エイムシステムに就職し、四国支店長となった。

被告D-2は、平成20年3月31日に原告を退職し、同年9月1日、被告エイム

システムに就職して四国支社の課長となつた。

被告D-1と被告D-2は、同年7月18日、汎用統合システム開発準備打合せの名目で、被告D-1を訪れた。

平成20年6月30日 被告D-1の嘱託契約の終期

平成20年4月14日、被告D-1は被告エイムシステムの代表者に対し、システム開発を提案するメールを送付

被告D-1は、原告の統括部長、取締役の地位にあつたが、平成18年10月31日雇用期間を翌年同日までと定めた嘱託雇用契約を締結し、平成19年6月30日には、雇用期間を翌年同日までと定めた嘱託雇用契約を締結

被告D-1は、平成11年6月に原告に入社し、主としてシステムの営業を担当

被告D-2は、平成20年4月に原告に入社

## 争点に関する判断

### 争点1-1(本件ソースコードの営業秘密該当性)

#### (1) 本件ソースコードの秘密管理性

一般に、商用ソフトウェアにおいては、コンパイルした実行形式のみを配布したり、ソースコードを顧客の稼働環境に納品しても、これを開示しない措置をとったりすることが多く、原告も、少なくとも原告ソフトウェアのバージョン9以降について、このような措置をとっていたものと認められる。そして、このような販売形態を取っているソフトウェアの開発においては、通常、開発者にとって、ソースコードは営業秘密に該当すると認識されていると考えられる。

前記1に認定したところによれば、本件ソースコードの管理は必ずしも厳密であったとはいえないが、このようなソフトウェア開発に携わる者の一般的理解として、本件ソースコードを正当な理由なく第三者に開示してはならないことは当然に認識していたものと考えられるから、本件ソースコードについて、その秘密管理性を一応肯定することができる(もっとも、肯定できる部分は、少なくともバージョン9以降のものであるところ、原告はそのような特定はしていないし、また、ソフトウェアのバージョンアップは、前のバージョンを前提にされることも多いから、厳密には、秘密管理性が維持されていなかつた以前のバージョンの影響も本来考慮されなければならない。)。

## (2) 本件ソースコードの非公知性

ア 上記のとおり、原告ソフトウェア及び被告ソフトウェアは、ともに、前記1に認定したとおり、製造業、販売業等における管理業務を処理するコンピュータシステムである。

一般に、このようなシステムにおいては、個々のデータ項目、そのレイアウト、処理手順等の設計事項は、その対象とする企業の業務フローや、公知の会計上の準則等に依拠して決定されるものであるから、機能や処理手順に、製品毎の顕著な差が生ずるものとは考えられない。そして、機能や仕様が共通する以上、実装についても、そのソフトウェアでしか実現していない特殊な機能ないし特徴的な処理であれば格別、そうでない一般的な実装の形態は当業者にとって周知であるものが多く、表現の幅にも限りがあると解されるから、おのずと似通うものとならざるを得ないと考えられる。原告自身も、原告ソフトウェアに他社製品にないような特有の機能ないし利点があることを格別主張立証していない。

イ そうすると、原告主張の本件ソースコードが秘密管理性を有するとしても、その非公知性が肯定され、営業秘密として保護される対象となるのは、現実のコードそのものに限られるというべきである。

ウ そうすると、本件ソースコードは、上記趣旨及び限度において、営業秘密該当性を肯定すべきものである。

## 被告両社による使用の有無(争点1-2)及び被告P1及び被告P2による不正の利益を得る目的での開示の有無(争点1-3)について

原告は、本件争点につき、被告は、本件ソースコードそのものを「使用」したものではなく、ソースコードに表現されるロジック(データベース上の情報の選択、処理、出力の各手順)を、被告らにおいて解釈し、被告ソフトウェアの開発にあたって参照したことをもって、「使用」に当たるとし、このような使用行為を可能ならしめるものとして、被告P1及び被告P2による、「ロジック」の開示があったものと主張する。

本件において営業秘密として保護されるのは、本件ソースコードそれ自体であるから、例えば、これをそのまま複製した場合や、異なる環境に移植する場合に逐一翻訳したような場合などが「使用」に該当するものというべきである。原告が主張する使用とは、ソースコードの記述そのものとは異なる抽象化、一般化された情報の使用をいうものにすぎず、不正競争防止法2条1項7号にいう「使用」には該当しないと言わざるを得ない。

企業の販売、生産等を管理する業務用ソフトウェアにおいて、機能や処理手順において共通する面は多いと考えられるし、原告ソフトウェアの前提となるエコー・システムや原告ソフトウェアの実行環境における操作画面は公にされている。また、被告P2は、長年原告ソフトウェアの開発に従事しており、その過程で得られた企業の販売等を管理するソフトウェアの内部構造に関する知識や経験自体を、被告ソフトウェアの開発に利用することが禁じられていると解すべき理由は、本件では認められない。

以上の点を考慮すると、本件仕様書と本件ソースコードの内容に一致点、類似点が存することから、被告P2が本件ソースコードを参照して、本件仕様書を作成し、これに基づいて被告プログラムを開発したと推認することはできないというべきであり、被告P2が、原告ソフトウェアを原告退職後も所持していたとの事実を考慮しても、上記判断は左右されない。

## 本件顧客情報について(争点2)

原告は、本件顧客情報が営業秘密に当たる前提である秘密管理性について、本件顧客情報は、原告のサーバの販売管理システム上の情報であり、従業員ごとにID及びパスワードが設定されたサーバに格納されていたことを主張する。

しかし、本件全証拠をみても、原告主張にかかる原告の販売管理システムについて、秘密の管理に関する具体的機能、内容、運用方法(どの職種の従業員にいかなる権限を付与しているのか等)を明らかにする的確な証拠はなく、結局、具体的な秘密管理の方法は不明であったといわざるを得ない。本件において認定しうる事実は、前記1(4)記載の限度であり、原告に在籍していた被告P1について、本件顧客情報の接触に特段の制約があったとは認められないし、被告エイムシステム入社後の被告P1の行為について、原告の秘密に属する情報を使用したと認めることもできない。

そうすると、その余の点について判断するまでもなく、本件顧客情報についての不正競争行為が成立するとの原告の主張は、理由がない。